

札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例案

令和7年（2025年）11月26日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例

第1条 札幌市立学校設置条例（昭和39年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表(4)高等学校の表中

「

市立札幌藻岩高等学校	札幌市南区川沿3条2丁目
------------	--------------

」

を

「

市立札幌藻岩高等学校	札幌市南区川沿3条2丁目
市立札幌彩輝高等学校	札幌市南区川沿3条2丁目

」

に改める。

第2条 札幌市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表(1)小学校の表中

「

札幌市立ノホ口の丘小学校	札幌市厚別区上野幌2条4丁目
札幌市立新札幌わかば小学校	札幌市厚別区厚別南7丁目

」

を

「

札幌市立ノホ口の丘小学校	札幌市厚別区上野幌2条4丁目
--------------	----------------

」

に改め、別表(2)中学校の表中

「			
	札幌市立もみじ台中学校	札幌市厚別区もみじ台西1丁目	」
	札幌市立青葉中学校	札幌市厚別区青葉町10丁目	」

を

「			
	札幌市立もみじ台中学校	札幌市厚別区もみじ台西1丁目	」

に改め、別表(3)義務教育学校の表中

「			
	札幌市立義務教育学校福移学園	札幌市東区中沼町	」

を

「			
	札幌市立義務教育学校福移学園	札幌市東区中沼町	」
	厚別南・青葉地区新設義務教育学校	札幌市厚別区厚別南7丁目	」

に改め、別表(4)高等学校の表中

「			
	市立札幌啓北商業高等学校	札幌市南区石山1条2丁目	」
	市立札幌藻岩高等学校	札幌市南区川沿3条2丁目	」
	市立札幌彩輝高等学校	札幌市南区川沿3条2丁目	」

を

「			
	市立札幌彩輝高等学校	札幌市南区川沿3条2丁目	」

に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和9年4月1日から、第2条の規定は令和11年4月1日から施行する。

（理 由）

新たに彩輝高等学校を設置し、これに伴い、啓北商業高等学校及び藻岩高等学校を廃止するほか、新札幌わかば小学校及び青葉中学校の2校を統合し、新たに義務教育学校1校を設置するため、本案を提出する。